

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	と畜場法	法令の番号	昭和28年法律第114号
許認可等の種類	と畜場外へ解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮を検査を経ずに持ち出す場合	根拠条項	第14条第3項

審査基準	<p>と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>1 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。</p> <p>2 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。</p> <p>○ と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第5条 法第14条第3項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>① 法第14条第3項第2号の厚生労働省令で定める疾病の有無についての同項本文に規定する検査（次号及び第3号において「解体後検査」という。）を行う場合において、都道府県知事の許可を得て皮革の原料として牛の皮を持ち出すとき。</p> <p>② 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て牛の改良増殖（学術研究の用に供する場合を含む。）の目的のために牛の卵巣を持ち出すとき。</p> <p>③ 解体後検査を行う場合において、都道府県知事の許可を得て獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮（以下この号から第5号までにおいて「獣畜の肉等」という。）の所有者又は管理者が焼却するために獣畜の肉等の全部又は一部を持ち出すとき。</p> <p>④ 食品衛生監視員が食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定により獣畜の肉等の一部を収去するとき。</p> <p>⑤ 家畜防疫官又は家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第51条第1項の規定により獣畜の肉等の一部を採取し、又は集取して持ち出すとき。</p> <p>2 前項第1号から第3号までの許可の基準については、厚生労働省令で定める。</p> <p>3 第1項第1号から第3号までの許可には、公衆衛生上必要な限度において条件を付することができる。</p>						
------	---	--	--	--	--	--	--

受付 機関	食肉衛生検査所	処理 機関	食肉衛生検査所	交付 機関	食肉衛生検査所	標準処理期間	7日	目次 NO
						標準経由期間	日	